

2021年3月23日発行

「リチウム金属電池およびリチウムイオン電池の輸送に関する手引書」

第10版(2021年版) 一部改定のお知らせ

一般社団法人 電池工業会
国際電池輸送委員会

<一部改定について>

IATA 危険物規則 第62版に、2021年1月1日より有効な追補版2(ADDENDUM II)が発行されたため、手引書の一部を改定します。

88ページの(13)を以下のとおり改定(2月2日発行の下記「一部改定のお知らせ」にて追加した項目)

(13) COVID-19用ワクチン医薬品の輸送に関するリチウム電池の特別規定(A220)

リチウム電池が組み込まれたデータロガーおよび/または貨物追跡装置が装着された、COVID-19用ワクチン医薬品を収納した包装物には、該当する包装基準967または970のSection IIの表示要件(リチウム電池マーク)および書類要件は適用されない。

これと同様の構成の包装物を、COVID-19用医薬品が入っていない状態で使用または再使用のために輸送される場合も、運航者との事前調整がなされていれば、該当する包装基準967または970のSection IIの表示要件(リチウム電池マーク)および書類要件は適用されない。

以上

「リチウム金属電池およびリチウムイオン電池の輸送に関する手引書」

第10版(2021年版) 一部改定のお知らせ

一般社団法人 電池工業会
国際電池輸送委員会

＜一部改定について＞

IATA 危険物規則 第62版に、2021年1月1日より有効な追補版(ADDENDUM)が発行されたため、手引書の一部を改定します。

44 ページの表 5-2、45 ページの表 5-3 を以下のとおり改定

表 5-2 IATA DGR における危険物リスト (リチウムイオン電池)

UN/ID No (国連番号 または ID番号)	Proper Shipping Name (正式輸送品目名)	Class or Div. (分類 または 区分)	Passenger and Cargo Aircraft (旅客機および貨物機)		Cargo Aircraft Only (貨物機のみ)		S. P. (特別規定)
			Pkg Inst (包装基準)	Max Net Qty/Pkg (1包装物あたりの最大正味量)	Pkg Inst (包装基準)	Max Net Qty/Pkg (1包装物あたりの最大正味量)	
3480	LITHIUM ION BATTERIES (リチウムイオン電池)	9	禁止		See 965		A88 A99 A154 A164 A183 A201 A206 A213 A331 A334 A802
3481	LITHIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT (機器に組み込まれたリチウムイオン電池)	9	967	5 kg	967	35 kg	A48 A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206 A213 A220
3481	LITHIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (機器と同梱されたリチウムイオン電池)	9	966	5 kg	966	35 kg	A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206 A213 A802

表 5-3 IATA DGR における危険物リスト(リチウム金属電池)

UN/ID No (国連番号またはID番号)	Proper Shipping Name (正式輸送品目名)	Class or Div. (分類または区分)	Passenger and Cargo Aircraft (旅客機および貨物機)		Cargo Aircraft Only (貨物機のみ)		S. P. (特別規定)
			Pkg Inst (包装基準)	Max Net Qty/Pkg (1包装物あたりの最大正味量)	Pkg Inst (包装基準)	Max Net Qty/Pkg (1包装物あたりの最大正味量)	
3090	LITHIUM METAL BATTERIES (リチウム金属電池)	9	禁止		See 968		A88 A99 A154 A164 A183 A201 A206 A213 A334 A802
3091	LITHIUM METAL BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT (機器に組み込まれたリチウム金属電池)	9	970	5 kg	970	35 kg	A48 A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206 A213 A220
3091	LITHIUM METAL BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (機器と同梱されたリチウム金属電池)	9	969	5 kg	969	35 kg	A88 A99 A154 A164 A181 A185 A206 A213 A802

83 ページの(2)を以下のとおり改定

(2) 35kg を超える電池の輸送条件 (A99)

1 包装物あたりの最大正味量の許容限度量および包装基準 965、966、967、968、969、970 の Section I に規定された許容限度量にかかわらず、リチウム電池または組電池アセンブリー (UN3090、UN3480)、機器同梱または機器組込 (UN3091、UN3481) は、該当する包装基準の Section I の他の要件に合致し、発地国、運航者の属する国の当局より認可され、かつ ICAO Supplement to TI の包装基準 974 の要件に合致していれば、35kg を超える質量にて輸送できる。~~認可書のコピーをその貨物に添付しなければならない。~~

リチウム電池が本特別規定に従って当局の認可に基づき輸送される場合、危険物申告書上の包装基準は” 974” と記載しなければならない。

認可書のコピーをその貨物に添付しなければならない。この特別規定に従った輸送であることが、荷送人の申告書に記載されなければならない。

注) 包装基準 965、968 については Section IA に対する特別規定となる。

88 ページの(13)に以下を追加 (その後続く()番号は1ずつ増加)

(13) COVID-19 ワクチンの輸送に関するリチウム電池の特別規定 (A220)

リチウム電池が組み込まれたデータロガーおよび/または貨物追跡装置が装着された、COVID-19 用ワクチンを収納した包装物には、該当する包装基準 967 または 970 の Section II の表示要件 (リチウム電池マーク) および書類要件は適用されない。

以上